

【滋賀県版BCPモデル】

汎用

BCP策定の手引き

令和3年3月

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

目 次

I. はじめに	3
II. 想定する災害別のBCPの考え方	4
III. 地震版	6
IV. 風水害版	9
V. 感染症版	12
VI. BCM(事業継続マネジメント)	15
VII. 参考資料	17

【用語の説明】

BCP	事業継続計画(Business Continuity Plan)
事業リソース	人、建物、設備、ライフラインなど業務遂行に必要なもの
ボトルネック資源	事業リソースのうち使用できなくなると事業遂行に大きな影響があるもの
サプライチェーン	原材料や部品の調達から製造・生産管理・販売・配送までを、一連の流れとしてとらえる考えのこと
BCM	事業継続マネジメント(Business Continuity Management)

I. はじめに

本書は、「滋賀県版BCP策定シート」を使用してBCPを策定する滋賀県事業者向けの「BCP策定の手引き」です。

滋賀県に多い5つの業種にわけて作成してありますが、そのうち本書は「汎用」版です。

今まで、BCPは、なんとなく策定しなければならないのだろうが、どうやって策定すればいいかわからない、という事業者の方も多かったと思います。本書はそのような事業者の皆様向けに、初めての方でもわかりやすいように、穴埋め式のフォーマットである「BCP策定シート」を用意いたしました。

そして、これを活用して、実際に自社のBCPを円滑に策定できるよう、BCP策定の手順等を解説したものが、この「BCP策定の手引き」です。

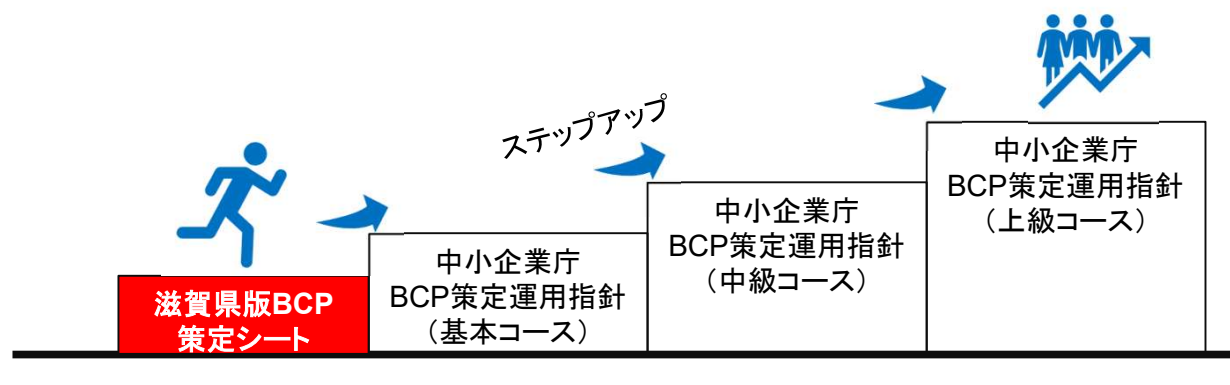
本書を活用して、是非、積極的にBCP策定に取り組んでみましょう。

【滋賀県版BCP策定シートの特徴】

- ・県内の中小企業が、自社のBCPを作成する際のひな形として活用できるものとしています。
- ・小規模事業者においても取り組みやすいよう、BCP策定上必須となる項目や作業をコンパクトにまとめ、できるだけ簡潔な内容としています(下記、〈使い方〉参照)。
- ・滋賀県において特に発生リスクの高い災害等を想定したBCPを作成することを目的とし、想定する災害等は、地震、風水害、感染症(新型コロナウイルスを念頭)としています。
- ・幅広い業種で活用が可能なものとしています。
- ・業種に応じて対応が分かれる事項については、業種に応じた策定のポイントが分かるように工夫しています。

〈使い方〉

- ①まずは、「BCP策定シート」を使用して、BCPの簡易版を作成しましょう。記入例を参考にしてキーワードを中心に言葉を置いていく感じで作成してください。最初は書けることだけで結構です。必ずしもすべてに記入する必要はありません。
- ②赤字はあくまで一つの「記入例」です。貴社の事業内容や組織に合わせて、適宜修正してください。また、限られたスペースしかありませんので、必要により適宜、付帯資料を追加してください。
- ③その後、中小企業庁のホームページに掲載されているBCP策定指針の初級編・中級編等のひな形に沿って、より詳細のBCPを策定していきましょう。



Ⅱ. 想定する災害別のBCPの考え方

(1) 災害の類型化

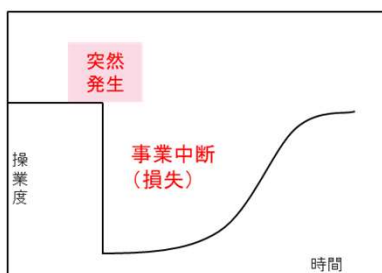
滋賀県において、BCPで想定しておくべき災害は、地震、風水害、新型コロナウイルスなどがあげられます。

内閣府の事業継続ガイドラインは、2009年の新型インフルエンザ発生後の第2版の改訂で、「発生のパターン」により、①発生時点で事業への影響が最も大きくなり、その後徐々に回復していく、地震・風水害などの「自然災害」と、②世界のどこかで発生し、国内に広がるにつれ、徐々に影響が大きくなり、パンデミック期に最大となるという「新型コロナウイルス」は、別に策定すべき、と整理しています。これは、災害対応や事業継続対応は、時系列に行動計画を作る必要があることと関係があります。

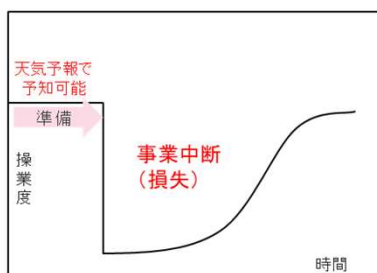
さらにその後、台風や豪雨によって甚大な被害が発生したため、防災の一環で、天気予報などの情報から発生前の対応が可能な災害については、「発生前のタイムラインを計画する」という考え方が普及いたしました。

以上のことから、最終的に時系列の行動計画を策定することに着目すると、発生パターンによって次のとおり大きく3つに分類できると考えられます。様々な災害も、この3パターンでBCPを用意しておけば、幅広く対応できることとなります。

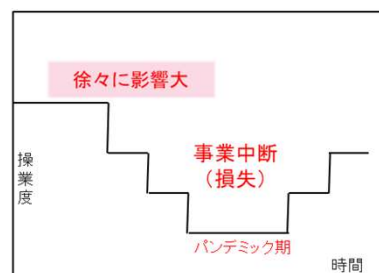
突発的に発生する災害
(地震・火災・爆発事故等)



予知可能な災害
(風水害・雪害・火山噴火等)



徐々に影響が拡大する災害
(新型コロナウイルス)



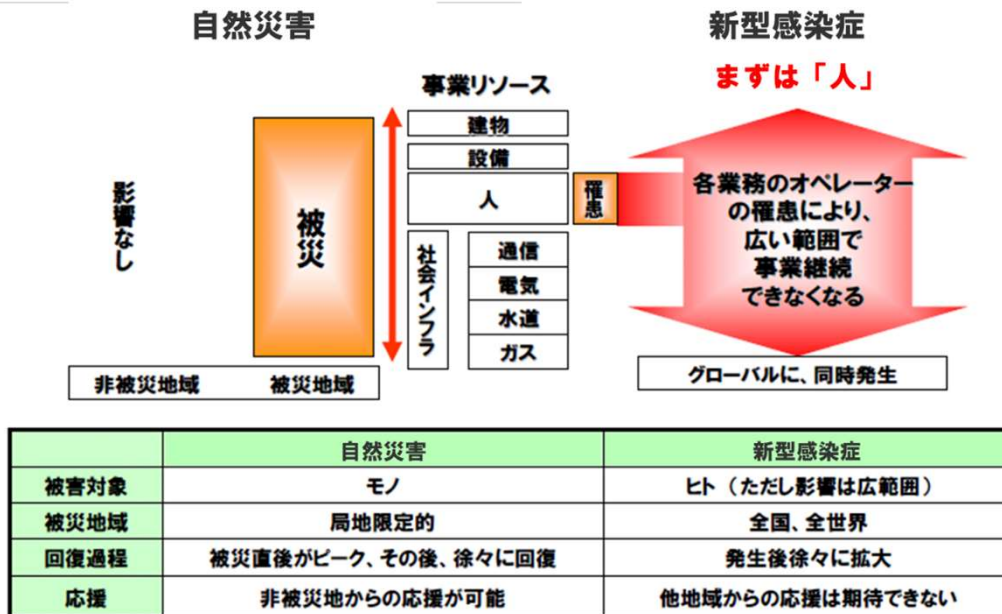
このような違いを考慮して、「滋賀県版BCP策定シート」では、「地震版」「風水害版」「新型コロナウイルス版」の3種類のフォーマットを用意することとし、それぞれの特徴に応じて、「発生直後」、「初動対応フェーズ」「事業継続フェーズ」の欄を、次のように整理しています。

項目	突発的に発生する災害 (地震等)	予知可能な災害 (風水害等)	徐々に影響が拡大する災害 (新型コロナウイルス)
発生直後	避難・救助・負傷者対応 安否確認	「発生前の準備」を追加	「感染予防措置」に変更
初動対応 フェーズ	状況確認、帰宅指示、備蓄品配布		「発生段階別の対応」に変更
事業継続 フェーズ	脆弱性のあるボトルネック資源（インフラ・建物・設備・人など）の想定と重要業務維持の対応手順、戦略		安全配慮措置を講じた 重要業務の実施方法 (交替制・在宅勤務等)

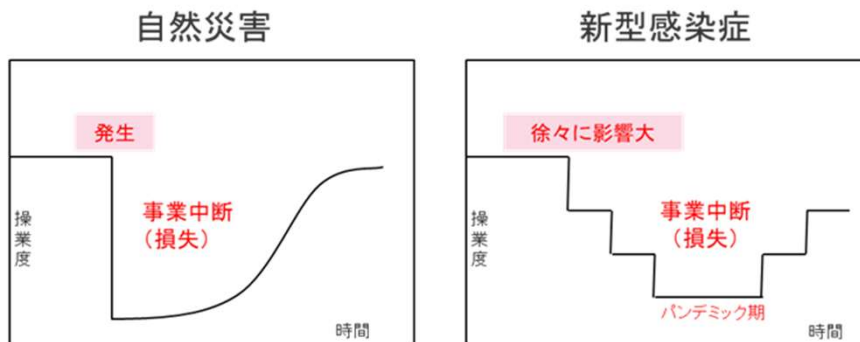
II. 感染症BCPの考え方

(2) 自然災害(地震・風水害)BCPと新型コロナウイルスBCPの違い

自然災害BCPと新型コロナウイルスBCPの違いは、発生パターンではありません。業務遂行に必要な要素のことを「事業リソース」といいますが、災害により影響を受ける事業リソースは、自然災害と新型コロナウイルスで、次のような違いがあります。



このように「事業リソースへの影響」と「発生パターン」の違いから、BCPの検討項目も、下図のような違いがあります。



- 【BCP検討項目】**
- 優先事業の絞り込み
 - 目標復旧時間を設定
 - 目標時間とのかい離分析
→ かい離を埋めるための事前対策、災害時対応方法(戦略)を計画

- 被害最小化
 - ・建物・設備の耐震対策
 - ・データシステムの二重化
- 早期の復旧(再開)
 - ・復旧手順整備、訓練
 - ・代替方法による再開

- 【BCP検討項目】**
- 優先事業の絞り込み
 - 発生段階別の業務目標レベルを設定
 - 業務目標レベルとのかい離分析
→ かい離を埋めるための業務遂行方法(戦略)を計画

- (健康)被害最小化
 - ・ワクチン接種、マスク・手洗い・消毒
 - ・業務縮小・休止、2mディスタンス
- 業務レベル維持(安全配慮措置)
 - ・スプリットオペレーション(業務を複数チームで分散して遂行)
 - ・在宅勤務、テレワーク

Ⅲ. 地震版



【汎用/地震版】 滋賀県版BCP策定シート

年 月 日 策定・改訂

(解説)滋賀県版BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

1. 基本方針

大地震発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

1	
2	
3	

2. 被害想定

想定地震	想定震度
社会インフラの中断(電力・通信:3日間、交通・その他:2週間)	

※新耐震基準を満たしていない建物の場合は、全壊となる想定も必要です。

3. 対応責任者

統括責任者	全社的な意思決定を行い、対応全体を統括する。 (代行者)
本社機能維持担当	安否確認や安全確保等、本社機能の維持に関する実務を指揮する。 (代行者)
事業継続担当	重要事業の継続に関する実務を指揮する。 (代行者)

4. 優先事業、目標復旧時間

優先事業	
目標復旧時間	

5. 対応手順 (対策本部を立ち上げ、以下の手順で対応を実施します。)

① 避難

基準	
避難場所	

② 救助・負傷者対応

救助・応急処置道具の所在	
救急搬送先① (☎:)	
救急搬送先② (☎:)	

③ 安否確認

基準		確認方法①
対象者	総計 人 (年 月現在)	確認方法②
集計担当者		確認方法③

※夜間・休日に災害が発生した場合の対応
 参集メンバーは自身が安全に移動できることが確認でき次第(火災等が発生していない、夜間でない等)、定められた場所に参集し、災害対応を行う。

参集メンバー	
参集場所	代替場所:

① 状況確認

確認対象	担当者(部門)

② 帰宅許可

基準	
対象者	
留意点	

③ 備蓄品の状況

品名	数量	品名	数量

※飲料水(3L/日・人)と食料は最低3日~7日分を準備します。

① 重要業務の継続

統括責任者	
事業継続担当	
<メンバー>	

対応戦略	資源の脆弱性(ボトルネック)
対応手順	

6. 資金調達

必要な資金	概要	予想資金(3ヵ月)	調達可能な資金	概要	予想資金(3ヵ月)
(A) 経営維持費用	従業員への給与の支払い	万円	(C) 利用可能な手元資金(現在の現預金)		万円
	買掛金の支払い	万円	(D) 回収可能な売掛金		万円
	金融機関からの借入金の返済	万円	(E)		万円
	その他	万円	(F)		万円
(B) 災害復旧費	被災建物・設備の復旧	万円	必要な資金 (A) + (B)		万円
	その他	万円	調達可能な資金 (C) + (D) + (E) (F)		万円

7. 事前準備

(1)大地震発生直後	チェック	できていない場合	(2)初動対応フェーズ	チェック	できていない場合	(3)事業継続フェーズ	チェック	できていない場合
		20 年 月未 までに対応する			20 年 月未 までに対応する			20 年 月未 までに対応する
		20 年 月未 までに対応する			20 年 月未 までに対応する			20 年 月未 までに対応する
		20 年 月未 までに対応する			20 年 月未 までに対応する			20 年 月未 までに対応する
		20 年 月未 までに対応する			20 年 月未 までに対応する			20 年 月未 までに対応する

Ⅲ. 地震版の記入要領

1.基本方針

- ・ 役員・従業員の人命を守ることと地域社会貢献は、どの企業であっても共通に重要です。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、1と3に記入してください。
- ・ そして、2には、自社の事業にあわせて、災害時にも止められない、または早期に再開しなければならない中核事業は何かを考え、記入してください。

2.被害想定

- ・ 被害を前提に対応を検討するため、社会インフラの中断(電力・通信:3日間、交通・その他:2週間)と主要な建物の被害(全壊または半壊)を想定してください。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、その他に想定される建物や設備、在庫等の被害も合わせて記入します。

3.対応責任者

- ・ 「統括責任者」は、社長等企業の代表者が務めることが一般的です。
- ・ 「本社機能維持担当」は、安否確認や安全確保等、大地震が発生した直後の対応実務全体を指揮する担当者です。総務部や管理部の長が務めることが一般的です。
- ・ 「事業継続担当」は、優先事業の継続等、事業継続に関する対応実務を指揮する担当者です。

4.優先事業と目標復旧時間

- ・ BCPを策定する際には、優先事業と目標復旧時間を定めることが大変重要です。
- ・ 「優先事業選定シート」(Excel版補助シート)を使って、優先事業の選定及び目標復旧時間の設定を行います。
- ・ 「優先事業」には、「優先事業選定シート」で最も点数の高い事業等、優先的に復旧すべき事業を記入してください。
- ・ 「目標復旧時間」には、その事業が停止しても許される最大の期間を、顧客のニーズ等(要求される時間)を想定して記入してください(復旧可能時間ではありません。)

5.対応手順

(1)大地震発生直後

- ・ 「避難場所」には、避難の際に目的地とする場所を具体的に記入します。地域の防災マップの確認や当該施設の管理者への相談を通じて、その場所の安全性を確認する事が望ましいです(通常は公共の指定避難場所となります。)
- ・ 「救急搬送先」には、大規模災害発生時は救急車がすぐに到着できるわけではないことを念頭に、社員等が負傷した場合に搬送する医療施設を複数記入します。
- ・ 夜間・休日の大地震の発生も想定し、「参集メンバー」には、初動対応フェーズや事業継続フェーズにおいて重要な役割を果たすメンバーを記入します。

(2)初動対応フェーズ

- ・ 「状況確認」では、本社機能維持担当の指揮の下に社内外の状況を確認する「担当者(部門)」として、具体的な人物(役職)または部門名を記入します。
- ・ 「帰宅許可」の「基準」には、社員等の帰宅を許可する具体的な条件を記入してください。安全に帰宅できることが大前提となります。滋賀県や市町村からの指示に関する情報を収集し対応することになります。
- ・ 「備蓄品の状況」欄は、「備蓄品計算シート兼備蓄品リスト」(Excel版補助シート)の作成でも構いません。

(3)事業継続フェーズ

- ・ 「対応戦略」には、優先事業を目標復旧時間内で復旧させるための大きな方針を記入します。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、自社の事業内容に応じて検討し記入してください。
- ・ 「資源の脆弱性(ボトルネック)」には、対応上特に障害となる課題や懸念事項を記入します。
- ・ 「対応手順」は、出来るだけ具体的に記入することが望ましいです。組織別、役割別に5W1Hを考え検討していくとイメージしやすくなります。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、自社の事業内容に応じて検討し記入してください。記入した手順については、その実効性について顧客や取引先を含む社内外の関係者と確認することが重要です。

6.資金調達

- ・ 「(A)経営維持費用」は、日常的に発生する費用で大地震発生時でも変わらず支払いが必要な費用、「(B)災害復旧費」は、大地震発生時、復旧等のために特別に必要な費用です。(A)と(B)から大地震発生時に必要となる資金の最大金額を予想します(記入例では3ヵ月分)。
- ・ 「(C)利用可能な手元資金(現在の現預金)」には、現在制限なく利用できる現預金の合計、「(D)回収可能な売掛金」には、大地震が発生しても回収が可能と想定できる(財務面で盤石な顧客や離れた場所に立地するため自社と同時に被災しにくい顧客に対する売掛金等)の金額を記入します。その他に調達可能な資金を(E)、(F)に記入し、(C)～(F)の合計で調達可能な資金の最大金額の予想します。

7.事前準備

- ・ 「5. 対応手順」に書かれた計画を実行するために必要な事前準備を記入します。
- ・ 事前準備が出来ている場合には、「チェック」欄に✓をつけ、出来ていない場合には、対応の期限を設定し記入します。記入欄はありませんが、実施する責任部門も明確にしておきましょう。
- ・ 事前準備には、施設・設備・備品等のハード面の改善・強化だけではなく、商品仕入先との連絡や代替調達先の確保、店舗間の店員の勤務場所変更の準備等のソフト面も含めて検討してください。

Ⅲ. 裏面 地震版



(参考資料) BCP策定シート

年 月 日 策定・改訂

(解説) 滋賀県版 BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

I. 本社・事業所の被害想定

No	種別	拠点名称	拠点住所	避難場所	地震ハザードマップでの震度(注1)	30年震度6弱以上の揺れに見舞われる確率(注2)
1	本社	〇〇本社	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3〇〇ビル〇階	〇〇小学校	6強	8.5%
2	営業所	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇4-5-6〇〇ビル〇階	〇〇公園	6弱	10.2%
3	営業所	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇7-8-9〇〇ビル〇階	〇〇公園	5弱	0.4%
4	営業所	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇7-8-9〇〇ビル〇階	〇〇公園	6強	9.2%
5	営業所	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇7-8-9〇〇ビル〇階	〇〇小学校	5強	5.4%
6	工場	〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3〇〇	〇〇小学校	6強	12.2%
7	工場	〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3〇〇	〇〇小学校	5強	6.5%

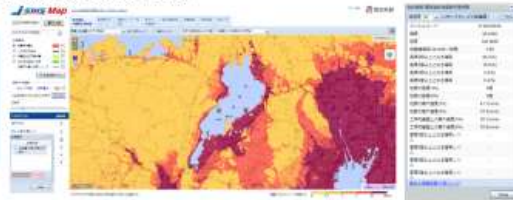
注1：地震ハザードマップから最大震度を調査する。

- 「滋賀県防災情報マップ」にアクセスする。
https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_e_risk_map&z=&lon=&lat=
- マップ左上の「凡例」タブから表示する震度分布を選択し、自社各拠点の震度を上表に記載する。震度分布は、「南海トラフ巨大地震」や「琵琶湖西岸断層帯」等の想定地震を個別に指定することも可能だが、「推定震度分布(全地震最大)」を選択する。



注2：J-SHIS地震ハザードステーションから地点が大きな地震動に見舞われる危険度を調査する。

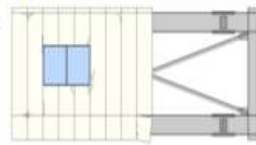
- 防災情報J-SHIS地震ハザードステーションにアクセスする。
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>
- マップ上部のタブで「30年震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」の分布図に変更、ページ左上の検索欄に各拠点の住所を入力し、「場所を検索」を選択する。
- 「検索結果」のウィンドウが表示されるので、拠点の住所をダブルクリック、地図上に表示される青点が拠点場所であることを確認し、青点をダブルクリックする。
- 「地点情報」確率論的地震動予測地図のウィンドウが表示されるので、「震度6弱以上となる確率」の数値を上表に記載する。各拠点について②から実施する。



Ⅱ. 本社・事業所の耐震補強

1. 基本的な耐震対策

- 建屋の堅牢性確保のための対策 (耐震診断～耐震対策)
* S56年の新耐震基準を満たしていること。そうでない場合は耐震補強工事が必要。
- ガラス飛散防止、オフィス什器備品・PC等転倒防止のための対策
- 各種機械・設備(精密機器、自動倉庫、商品棚等)の固定化などの耐震強化対策



壁のブレース補強の例



各種機械・設備の固定の例

2. オフィスでの減災対策例

オフィス内の転倒・落下防止対策チェックリストを活用して確認する。



(イラストは悪い例を示しています。)

出典：家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック(東京消防庁)

項目	チェック	
1	角の鋭い器具を甲斐で隠していない。	
2	安定の悪い家具は、荷合柱に連結している。	
3	壁掛け物は、壁・床に固定している。	
4	二段重ね家具は、上下連棟している。	
5	ローテーションは、転倒しない「コの字型」「H型」のレイアウトにしている。	
6	OA機器は、落下防止対策をしている。	
7	引出し、扉は必ず閉められている。	
8	時計、鏡、掲示物等は、落下しないように固定している。	
9	ガラスには、飛散防止フィルムを貼っている。	
10	床にさまざまな重い障害物やものはない。	
11	避難路に、物を置いていない。	
12	避難路に、物がくずれやすいものはない。	
13	避難出口は、見えやすい。	
14	非常用出入口に、障害物はない。	
15	家具類の天板の上に、物を置いていない。	
16	収納物がみだりみだり、重心が高くなっていない。	
17	色鮮やかな飾物(玩具、可燃物等)がない。	
18	デスクの下に、物を置いていない。	
19	引出し、扉は必ず閉められている。	
20	ガラス窓の前に、物がくずれやすいものを置いていない。	

Ⅲ. 参考資料

- 滋賀県地域防災計画：滋賀県の防災に関する総合的な計画。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/12559.html>
- 滋賀県HP 地震防災：滋賀県の地震防災施策について、「お知らせ・注意」イベント・「講座・募集」「助成・支援・補助」「調査・統計」「構想・計画・指針」の分類別に紹介
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/zishin/>

【補足説明】

I. 本社・事業所の被害想定

- 本社・事業所の「避難場所」、「震度」、「30年震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」を記入してください。
- 「震度」については、「滋賀県防災情報マップ」を確認し記入してください。
- 「30年震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」については、J-SHIS地震ハザードステーションを確認し記入してください。

Ⅱ. 事業所の耐震補強

- 「基本的な耐震対策」や「オフィスでの減災対策」の考え方を示しています。本社・事業所を「地震に強い事業所」とするために必要な事項を確認して、不十分な点があれば今後の課題として、表面の「7. 事前準備」に記入し、着実に対応するようにしてください。

IV. 風水害版の記入要領

1.基本方針

- ・ 役員・従業員の人命を守ることと地域社会貢献は、どの企業であっても共通に重要です。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、1と3に記入してください。
- ・ そして、2には、自社の事業にあわせて、災害時にも止められない、または早期に再開しなければならない中核事業は何かを考え、記入してください。

2.被害想定

- ・ 被害を前提に対応を検討するため、「想定する事態」に河川・内水の氾濫や土砂災害の想定を記入します。「想定浸水深」には、河川・内水が氾濫した際の想定浸水深を記入してください。その他に想定される事態があれば合わせて記入します。

3.対応責任者

- ・ 「統括責任者」は、社長等企業の代表者が務めることが一般的です。
- ・ 「本社機能維持担当」は、安否確認や安全確保等、風水害が発生した直後の対応実務全体を指揮する担当者です。総務部や管理部の長が務めることが一般的です。
- ・ 「事業継続担当」は、優先事業の継続等、事業継続に関する対応実務を指揮する担当者です。

4.優先事業と目標復旧時間

- ・ BCPを策定する際には、優先事業と目標復旧時間を定めることが大変重要です。
- ・ 「優先事業選定シート」(Excel版補助シート)を使って、優先事業の選定及び目標復旧時間の設定を行います。
- ・ 「優先事業」には、「優先事業選定シート」で最も点数の高い事業等、優先的に復旧すべき事業を記入してください。
- ・ 「目標復旧時間」には、その事業が停止しても許される最大の期間を、顧客のニーズ等(要求される時間)を想定して記入してください(復旧可能時間ではありません。)

5.対応手順

(1)警戒・注意フェーズ

- ・ 「行動開始の基準」では、台風基準や警戒レベルを気象庁等が出す基準を目安に記入します。
- ・ 「情報収集」では、近隣の状況、気象情報、河川等氾濫情報、行政動向、道路・交通機関情報、その他ライフライン情報、業務状況確認は、どの企業でもあっても共通です。その他、必要な事項があれば、8に記入してください。
- ・ 「従業員対応方針」、「帰宅方針」、「帰宅後の業務方針の基本的な連絡方法」、「入社時間帯の場合の出勤方針」、「残留者に関する方針」は、総務部や人事部が担当することが一般的です。
- ・ 「水防設備の設置場所、土嚢の積み上げの場所の確認、危険物流出防止措置」、「重要経営資源の計画停止・退避」は、営業部(または各店舗)が担当することが一般的です。

(2)初動対応フェーズ

- ・ 統括責任者は、従業員を帰宅させた後も、入社タイミングの検討のため、水災情報を自宅等にて引き続き収集する必要があります。
- ・ 「救急搬送先」には、風水害発生時は救急車がすぐに到着できるわけではないことを念頭に、残留している社員等が負傷した場合に搬送する医療施設を複数記入します。
- ・ 「帰宅指示が遅れた場合の残留者待機場所」は、浸水被害が起きにくい出来るだけ高い場所を設定してください。
- ・ 「備蓄品の状況」の項目は、記入例ですが、ヒントとして考えられるものを幅広くとりあげています。必ずしもすべてを備蓄する必要はなく、会社の使命・規模等によって、いくつか選択して記入し、不要なものは削除して結構です。

(3)事業継続フェーズ

- ・ 「対応戦略」には、優先事業を目標復旧時間内で復旧させるための大きな方針を記入します。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、自社の事業内容に応じて検討し記入してください。
- ・ 「資源の脆弱性(ボトルネック)」には、対応上特に障害となる課題や懸念事項を記入します。
- ・ 「対応手順」は、出来るだけ具体的に記入することが望ましいです。記入例を参考にして、組織別、役割別に5W1Hを考え検討していくとイメージしやすくなります。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、自社の事業内容に応じて検討し記入してください。記入した手順については、その実効性について顧客や取引先を含む社内外の関係者と確認することが重要です。

6.事前準備

- ・ 「5. 対応手順」に書かれた計画を実行するために必要な事前準備を記入します。
- ・ 事前準備が出来ている場合には、「チェック」欄に✓をつけ、出来ていない場合には、対応の期限を設定し記入します。記入欄はありませんが、実施する責任部門も明確にしておきましょう。
- ・ 事前準備には、施設・設備・備品等のハード面の改善・強化だけでなく、商品仕入先との連絡や代替調達先の確保、店舗間の店員の勤務場所変更の準備等のソフト面も含めて検討してください。

VI. 裏面 風水害版



(参考資料) 風水害版_BCP策定シート

年 月 日 策定・改訂

(解説) 滋賀県版BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

I. 本社・事業所の被害想定

No	種別	拠点名称	拠点住所	避難場所	近隣河川名	想定最大規模降雨時の浸水深(注1)	100年に一度の大降雨(時間最大109mm程度の雨が降った場合)の浸水深(注1)	土砂災害危険区域等(注2)	危険物の流出リスク
1	本社	〇〇本社	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3〇〇ビル〇階	〇〇小学校	〇〇川	3.0~5.0m	3.0~5.0m	✓	
2	営業所	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇4-5-6〇〇ビル〇階	〇〇公園	〇〇川	3.0~5.0m	3.0~5.0m		
3	営業所	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇7-8-9〇〇ビル〇階	〇〇公園	〇〇川	3.0~5.0m	3.0~5.0m	✓	✓
4	営業所	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇7-8-9〇〇ビル〇階	〇〇公園	〇〇川	3.0~5.0m	3.0~5.0m	✓	✓
5	営業所	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇7-8-9〇〇ビル〇階	〇〇小学校	〇〇川	0.5~3.0m	0.5~3.0m	✓	✓
6	工場	〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3〇〇	〇〇小学校	-	-	0.5~3.0m		
7	工場	〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3〇〇	〇〇小学校	〇〇川	0.5~3.0m	0.5~3.0m	✓	✓

注1：水害リスクを調べる。

- 滋賀県の防災情報マップから水害リスクマップにアクセスする。
https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_r_k_risk_map&z=&lon=&lat=
- 各拠点の近隣に河川がある場合は、洪水浸水想定区域図から該当する河川を選択し、想定最大規模降雨による浸水区域および水深を確認し、上表に記載する。河川がない場合も、「地先の安全度マップ」から最大浸水深図で浸水深を確認し、上表に記載する。(100年に一度の想定をする場合は「最大浸水深図 1/100年確率、1/200年確率、1/10年確率でも可」)

注2：土砂災害危険区域等を調べる。

- 「滋賀県防災情報マップ_土砂災害警戒区域等マップ」にアクセスする。
https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_d_risk_map&z=&lon=&lat=
- 地図上で各拠点を表示する。
- 何かしらの区域に該当している場合、上表にチェックを付ける。



注3：危険物流出のリスクを検討する。

危険物を取り扱っている場合は、水害リスクや土砂災害リスクを確認し、危険物の流出のリスクと対策をガイドラインを参考に検討する。
[危険物施設の風水害等対策ガイドラインについて]
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327_kiho_86.pdf

II. 参考情報

1. 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)について

市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう。
気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めに避難をしましょう。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	警戒レベル相当情報	土砂災害の警戒(注)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5 避難発生情報	大雨特別警戒(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4 危険発生情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3 避難警戒情報	大雨警戒
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意情報	2 注意警戒情報	
1	最新の情報を確認	早期警戒情報	1 注意警戒情報	

出典：内閣府防災情報のページ(※令和3年3月時点の情報です。)
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/keikai_level_chirashi.pdf

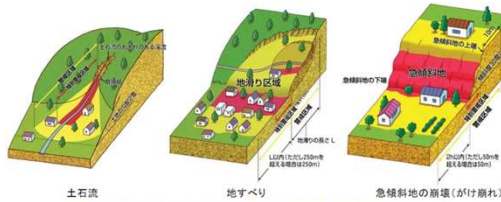
2. 水害リスクについて

- 「地点別浸水シミュレーション検索システム」(浸水ナビ)では、浸水想定区域図を電子地図上に表示することができます。
<http://suiboumap.gsi.go.jp/>
- 浸水ナビで確認できること：
 - 河川の想定破壊点
 - 浸水想定時の時間変化
 - 浸水深、浸水到達時間、浸水継続時間
 - 河川のリアルタイム水位情報
 - 3D表示による地形と浸水の関係

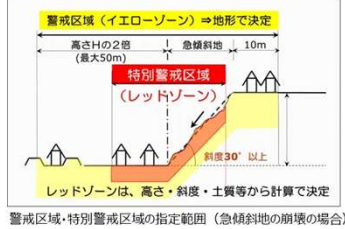


3. 土砂災害リスクについて

土砂災害の種類	特徴	発生原因	土砂災害の種類	特徴	発生原因
土砂災害危険箇所	斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間が短いため、人々の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。	山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人や車を巻き込んで流されてしまう。	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	急傾斜地の上部から水平距離が10m以内の区域	土砂災害の発生のおそれのある深溝において、扇状地から下流で勾配が2度以上の区域
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	急傾斜地の下部から急傾斜地の高さの2倍(50m)を超える場合は、50m)以内の区域	山腹が崩れる。急激に川の水が濁り、流木が混ざり始める。濁った土の匂いがする。降雨が止むのに川の水位が下がる。立木が揺れる音や石がぶつかり音が聞こえる。	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	急傾斜地の下部から急傾斜地の高さの2倍(50m)を超える場合は、50m)以内の区域	土砂災害が発生した場合、建築物の損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると思われる区域(土砂等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることから耐えることのできる力の大きさを上回る区域)



出典：政府広報オンライン: <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201105/2.html>
東京都建設局: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/inoyo/river/dosha_saigai/map/kasenbu0087.html



【補足説明】

I. 本社・事業所の被害想定

- 本社・事業所の「避難場所」、「近隣河川名」、「想定最大規模降雨時の浸水深」、「100年に一度の大降雨の浸水深」、「土砂災害危険区域等」、「危険物の流出リスク」を記入してください。
- 「近隣河川名」「想定最大規模降雨時の浸水深」「100年に一度の大降雨の浸水深」等の水害リスクについては、滋賀県の洪水浸水想定区域の情報取得をして記入してください。
- 「土砂災害危険区域等」については、滋賀県内の土砂災害警戒区域等位置図から情報を取得をして記入してください。

II. 参考資料

- 大雨の際の避難に関する警戒レベルや水害リスク、土砂災害リスクに関する基本的な情報をまとめましたので、参考資料としてご確認ください。

V. 感染症版



【汎用/感染症版】 滋賀県版BCP策定シート

年 月 日 策定・改訂

(解説)滋賀県版BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

1. 基本方針

感染症発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

1	
2	
3	

2. 事業中断リスク

新型コロナウイルスによるパンデミック（世界的な大流行）が発生。

直接的影響	
間接的影響	

3. 対応責任者

統括責任者	全社的な意思決定を行い、対応全体を統括する。 (代行者)
本社機能維持担当	安否確認や感染症防止策の実施等、本社機能の維持に関する実務を指揮する。 (代行者)
事業継続担当	事業の継続に関する実務を指揮する。 (代行者)

4. 優先事業（目標レベルは6章）

社会機能維持事業	
経営インパクトの大きい事業	
経営（業務環境）を支える間接部門の業務	

5. 感染拡大防止対策

※（オール日本スーパーマーケット協会等）作成の「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン」に基づく対策

①従業員の健康管理

出勤前 自宅待機・療養	
勤務中	

②勤務体制

勤務体制	
通勤手段	
出張	国内
	国外

③感染防止策

		本社・事務所	現場
飛沫感染防止	3密の回避	身体距離の確保	
		換気の徹底	
		施設内混雑の緩和	
		飛沫防護	
接触感染防止	清掃・消毒		
	接触の回避		

6. 発生段階別の業務目標レベル

発生段階	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
①社会機能維持事業（常に継続が求められる）				
②経営インパクトの大きい事業（短期間であれば縮小・休止もやむをえない）				
③経営（業務環境）を支える間接部門の業務（必要な範囲で継続）				
④その他の事業				

7. 事業継続戦略（リスクへの対応）

①作業空間の3密を避けるための戦略

3密となりやすい作業場所	リスク回避戦略	リスク低減戦略

②サプライチェーン問題（既定の調達先からの供給停止）への対応戦略

供給停止の可能性のある原材料	保有在庫での対応	代替調達先の確保による対応

③需要量減少への対応戦略

需要量減少の可能性のある事業	余剰となる設備を活かした新しい事業	余剰となる人員でできる新しい事業

8. 事前準備

(1) 3密回避

チェック	できていない場合
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する

(2) サプライチェーン問題

チェック	できていない場合
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する

(3) 需要量減少

チェック	できていない場合
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する
	20年 月 月 末 までに対応する

V. 感染症版の記入要領

1.基本方針

- ・ 感染症防止措置により、役員・従業員の人命を守ることは、どの企業であっても共通に重要です。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考に、1に記入してください。
- ・ そして、2には、社会機能維持事業や経営インパクトの大きい事業の継続を、3には、それらの業務の遂行を支えるための間接業務の継続を、他業種用のBCP策定シートの記入例を参考に記入してください。

2.事業中断リスク

- ・ 新型コロナウイルスによるパンデミック(世界的な流行)が発生した状況を想定した場合、発生する「直接的影響」として、3密防止による生産性低下、感染症発生による自社施設の一時停止、「間接的影響」として、サプライチェーン問題、緊急事態宣言発令等による需要の減少が考えられます。自社で該当するものがあれば、記入してください。

3.対応責任者

- ・ 「統括責任者」は、社長等企業の代表者が務めることが一般的です。
- ・ 「本社機能維持担当」は、安否確認や感染症防止策の実施等、感染症が発生が確認された段階からの対応実務全体を指揮する担当者です。総務部や管理部の長が務めることが一般的です。
- ・ 「事業継続担当」は、優先事業の継続等、事業継続に関する対応実務を指揮する担当者です。

4.優先事業

- ・ 感染症の事業継続においては、優先事業と目標レベルを定めることが大変重要です。
- ・ 「優先事業」には、「社会機能維持事業」、「経営インパクトの大きい事業」、「経営(業務環境)を支える間接部門の業務」が、企業の事業の中で、最も優先して考えなければならないものと考えられます。停止した場合の社会、顧客、自社への影響を念頭におき、具体的に記入してください。
- ・ 目標レベルについては、「6.発生段階別の業務目標レベル」で整理します。

5.感染症拡大防止対策

- ・ まず、自社が属する業界団体等が発行している「業種ガイドライン」をホームページからダウンロードし、確認してください。(業種別ガイドライン - 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症対策)(参照:VII.参考資料.No.3-1)
- ・ そのうえで、「従業員の健康管理」、「勤務体制」、「感染防止策」について、要点を記入してください。なお、他業種用のBCP策定シートの記入例は、それぞれの業種別ガイドラインから引用して作成してありますので参考にしてください。

6.発生段階別の業務目標レベル

- ・ 発生段階は、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期(新型インフルエンザ対策行動計画より)に分けられます。それぞれの段階において、「4.優先事業」で設定した社会機能維持事業、経営インパクトの大きい事業、経営(業務環境)を支える間接部門の業務、その他の業務をどの程度のレベルで継続するか、その目標のレベルがわかるように記入します。

7.事業継続戦略(リスクへの対応)

(1)作業空間の3密を避けるための戦略

- ・ まず、「3密となりやすい作業場所」を記入します。オフィス・工場・店・施設・現場等のような場所や時間帯かを具体的に記入してください。次にそれらの場所の「リスク回避戦略」を記入します。「リスク回避戦略」は、テレワークの実施や椅子の間引きなど、リスクそのものをなくすための戦略が該当します。「リスク低減戦略」には、マスク着用やアルコール消毒徹底、飛沫感染防止シート設置等のリスクを少なくするための措置を記入してください。

(2)サプライチェーン問題(既定の調達先からの供給停止)への対応

- ・ 海外からの輸入に依存している部品・原材料などがある場合は、当該国がロックダウンしてしまうと供給がストップしてしまうことがあります。このような「供給停止の可能性のある商品」を記入します。次にそれらの商品の供給停止に対する対応方法として「保有在庫での対応」、「代替調達先の確保による対応」などを記入します。

(3)需要量減少への対応戦略

- ・ 感染拡大期には、政府・自治体等が不要不急の移動を制限したり、三密となりやすい施設の使用を制限したりします。これらによって需要が大きく減少することがあります。そのような影響を受ける「需要量減少の可能性のある商品(事業)」を記入します。そしてその対策として「余剰となる設備を活かした新しい事業」、「余剰となる人員でできる新しい事業」を戦略的に検討し記入してください。現時点で案がない場合は、空欄のままでも結構です。

8.事前準備

- ・ 「5.感染症拡大防止対策」や「7.事業継続戦略(リスクへの対応)」を検討していく中で、必要と感じた事前準備を記入します。
- ・ 事前準備が出来ている場合には、「チェック」欄に✓をつけ、出来ていない場合には、対応の期限を設定し記入します。
- ・ 事前準備には、事前準備には、感染防止対策だけではなく、新規事業の準備なども含まれます。

V. 裏面 感染症版

(解説) 滋賀県版 BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

I. 2020年新型コロナウイルス感染症の流行

1. 政府の対応方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2. 発生段階別の対応計画



3. 企業への影響 (事業中断の要因)

- ① 3密防止による生産性低下⇒「II. リスク分析 1.」にて自社への影響を確認
企業内における感染拡大防止対策により、従業員の安全を図るため、3密(密集・密接・密閉)とながやすい職場では、最低1m、可能ならば2mの間隔をあけるよう作業環境を見直すよう要請された。在宅勤務、交替制、配置する要員の削減などにより、業種によっては大きく生産性が低下することがあった。
- ② サプライチェーン問題⇒「II. リスク分析 2.」にて自社への影響を確認
産業構造のグローバル化等により、サプライチェーンは高度化・複雑化しており、新型コロナウイルス発生による海外の都市封鎖により、海外からの部品の調達が停止する事態が発生した。
- ③ 需要の減少⇒「II. リスク分析 3.」にて自社への影響を確認
各国政府は、人が移動することが感染を拡大させるため、緊急事態宣言の発令などにより、不要不急の外出や移動を制限した。また人が密集する環境を避けるため、人が集まるイベントやスポーツ観戦などの施設の使用を制限した。これらにより経済活動は停滞し、影響を受けやすい製品・サービスの需要が減少した。
- ④ 感染者発生による一時閉鎖⇒「III. 3.」にて自社への影響を確認
社内で感染者が発生し、保健所や医療機関の指導の下、発生した職場の消毒などにより一時的に事業所を閉鎖し、業務停止が余儀なくされた。

II. リスク分析

感染拡大期に、「3密(密集・密接・密閉)」、「生産拠点及び調達」、「需要減少の可能性」の観点から、実施が困難な業務の洗い出しを検討します。

1. 3密(密集・密接・密閉)となりがやすい場所

主管部門、3密となりがやすい場所、3密となりがやすい時間帯を記入してください。

主管部門	3密となりがやすい場所	3密となりがやすい時間帯
総務部	事業所入り口	通勤時間
総務部、営業部	社内会議室(各階)	勤務時間
資材部	本社1階 業者対応ブース	午前中
製造部	A工場1階○○工程フロア	勤務時間

2. サプライチェーン問題

製品、生産拠点、調達先を記入してください(特に海外での生産、調達がある場合は記入する)。

製品	生産拠点	調達先
A社向け○○	国内○○県○○市	国内企業のみ
B社向け○○	国内○○県○○市	国内および海外△△国
一般消費者向け○○	海外△△国○○州	国内および海外△△国

3. 需要減少の可能性のある事業

需要減少の可能性のある事業に考えられる要因を記入してください。

事業	考えられる要因
P社向け○○	自動車業界の業績不振

III. 感染者又は濃厚接触者が発覚した場合の対応 (令和3年3月現在)

事業所内で新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合は、保健所の指示のもとで対応することが原則となります。事業所として想定される対応は以下のとおりです。

※社員の同居家族が濃厚接触者になった場合の対応は、「手引」p.13を御覧ください。

1. 保健所調査への協力及び接触者のリストアップ

- ・ 保健所が調査を行い濃厚接触者を決定するため、患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴を確認しておくとともに、勤務先等の見取り図を準備しておく。
- ・ 保健所調査に協力し、接触者に関する情報(氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等)をリストにまとめるなどして整理し、保健所に提供する。

2. 濃厚接触者の健康観察

- ・ 濃厚接触者は、原則として、感染者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機(不要不急の外出自粛)と健康観察が求められる。
- ・ 濃厚接触者への健康観察については、感染症法に基づき濃厚接触者が居住する保健所が実施するが、職場としても感染者との最終接触日の翌日から14日間、発熱や呼吸器症状等の有無について健康観察を実施し、記録する。

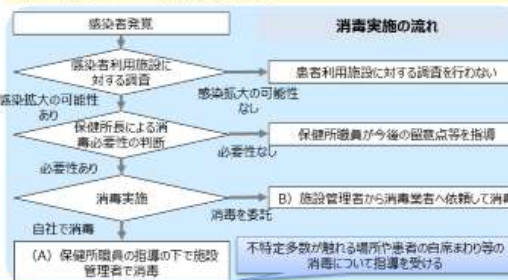
<健康観察の方法>

- (A) 発熱や呼吸器症状の有無について、1日1回、電話やメール等で確認する。
- (B) 濃厚接触者自身が1日1回、発熱や呼吸器症状の有無を報告する。
- (C) 必要に応じて、事業所から管轄の保健所に連絡する。

※相談先・受診先に迷った場合は、受診・相談センターに連絡する。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippar/kenkouiryoyuhukushi/iryo/314835.html>

3. 消毒の実施

感染者が発覚し、保健所が感染拡大の可能性ありと判断された場合、患者利用施設に対する調査が実施される。保健所長が施設での消毒が必要と判断した場合、事業者は、(A) 保健所職員の下で施設管理者で消毒、もしくは (B) 施設管理者から消毒業者へ依頼して消毒、どちらかを実施する必要がある。



IV. 参考資料

① 内閣府「新型コロナウイルス感染症対策推進室」業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(一覧)：業種ごとに感染症拡大予防策を紹介 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf	② 内閣府「新型コロナウイルス感染症対策推進室」業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(一覧)：業種ごとに感染症拡大予防策を紹介 https://www.cas.go.jp/jp/saisaku/tu/keikaku/pdf/h300521qi_guioutline.pdf
③ 滋賀県「新型コロナウイルス感染症対策サイト」 https://stopcovid19.pref.shiga.jp/	④ 滋賀県「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度」 https://stopcovid19.pref.shiga.jp/support/01_01

【補足説明】

I. 2020年新型コロナウイルス感染症の流行

- ・ 政府の基本方針、発生段階別の対応計画、企業への影響をまとめましたのでご確認ください。

II. リスク分析

- ・ 貴社における「事業中断リスク」として、感染拡大期の「3密(密集・密接・密閉)となりがやすい場所・時間帯」、「生産拠点及び調達」、「需要減少の可能性」を検討してください。その対応が、表面の「7.事業継続戦略(リスクへの対応)」です。

III. 感染者又は濃厚接触者が発覚した場合の対応

- ・ この場合にも事業が中断することになります。この場合は保健所の指導に従って対応することになります。その大まかな流れを参考としてまとめました。

VI. BCM(事業継続マネジメント)

I. BCPの策定からBCMの運用まで

- ・この欄は、BCP策定に着手する前に記入することをお勧めします。
- ・BCP策定に必要な社内体制・組織を構築します。
- ・委員会は、責任者・事務局・BCP策定部門で構成することが一般的です。
- ・スケジュールは、業務の繁忙度や委員会要員の休暇予定等を踏まえ、余裕をもって設定します。

II. 文書体系と維持管理

- ・策定したBCPが社内の文書体系上、どこに位置付けられるかを明確にしておきます。
- ・BCPは策定して終わりではなく、継続的に維持・改善をしていく必要があります。見直しのタイミングを「定期」「不定期」の双方について規定します。

III. 年間活動計画

毎年、事業年度が始まる前に、この欄の最下段にある「4. 年間活動計画表」を策定・更新します。1. ～3. の項目は、「4. 年間活動計画表」を策定する前工程という位置づけです。

1. 分析・対策の見直しの観点の確認

- ・BCP策定時に検討した内容や対策に関する見直しの要否を確認します。
- ・見直しの観点については、記入例を参照してください。

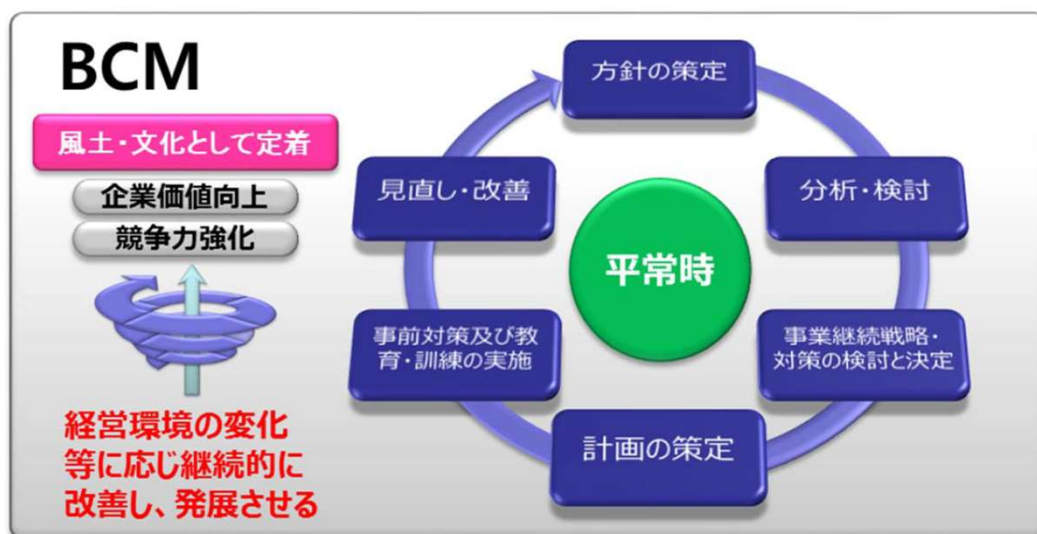
2. 事前対策等の進捗管理

- ・地震版・風水害版・感染症版のそれぞれで、事前対策等を計画しています。
- ・策定した対策が計画どおりに実施されているかを点検する時期を設定します。
- ・「実施状況」欄は、年間活動計画策定時の状況を記載します。

3. 教育・訓練

策定したBCPの内容を、災害等に対応する関係者に周知し、実践できるように訓練を行うことが重要です。年に1回は、必ず訓練を実施しましょう。

BCMの風土・文化としての定着 (イメージ)



[出典: 内閣府事業継続ガイドライン第3版 解説書より]

Ⅶ. 参考資料

1. BCP策定の考え方についての参考資料

No	資料名称	URL
1	内閣府事業継続ガイドライン第3版	http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/pdf/guideline03.pdf
2	中小企業庁 ①BCP策定運用指針 ②中小企業BCP支援ガイドブック ③BCP等の取組事例集	https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/
3	中小企業庁「事業継続力強化計画」	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm

2. 災害関係の参考資料

No	資料名称	URL
1	滋賀県地域防災計画 (風水害等対策編・震災対策編・事故災害対策編・原子力災害対策編・参考編・災害時応援協定編)	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/12559.html
2	滋賀県防災情報マップ ・水害リスクマップ ・土砂災害リスクマップ ・地震リスクマップ ・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(UPZ) ・山地災害危険地区マップ ・液状化危険度分布マップ	https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index
3	防災科研のJ-SHIS地震ハザードステーション	http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/
4	内閣府防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/keikai_level_chirashi.pdf
5	地点別浸水シミュレーション検索システム	http://suiboumap.gsi.go.jp/

3. 新型感染症関係の参考資料

No	資料名称	URL
1	業種別ガイドライン - 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症対策 (全業種のまとめ)	https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201026
2	日本経済団体連合 オフィスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html
3	オール日本スーパーマーケット協会等 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン	http://www.super.or.jp/wp-content/uploads/2020/07/covid19-retail-guideline20200731.pdf
4	内閣官房 新型インフルエンザ等対策ガイドライン	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf
5	滋賀県 新型コロナウイルス感染症に関する滋賀県の状況について	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/309252.html
6	滋賀県 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度	https://stopcovid19.pref.shiga.jp/support/01_01/